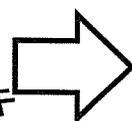


概要



背景

- ・高齢化の進展
- ・高齢顧客(家族を含む)からの苦情、あっせん
- ・協会員における高齢顧客への対応、取組みにバラツキ



- ・業界として目線を合わせた勧誘による販売
- ・規則・ガイドラインの制定

規則

協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則
(高齢顧客に対する勧誘による販売)【新設】

第5条の3 協会員は、高齢顧客に有価証券等の勧誘による販売を行う場合には、当該協会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる有価証券等、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならない。

ガイドライン概要

